及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金
法第七十条	改正令附則第八条第二項の規定により読み替えられた法第七十条
法第七十五条	改正令附則第八条第二項の規定により読み替えられた法第七十五条
後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金並びに
法第七十六条第一項	改正令附則第八条第二項の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
法第七十条	改正令附則第八条第二項の規定により読み替えられた法第七十条
法第七十五条	改正令附則第八条第二項の規定により読み替えられた法第七十五条
法第七十六条第一項	改正令附則第八条第二項の規定により読み替えられた法第七十六条第一項

第二十九条の七第三項及び第四項	
第二十九条の七第五項	

附則第二十二条に次の三項を加える。

5　平成二十四年度において、退職被保険者等所属市町村について、第一項に規定する国民健康保険法施行令の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第五項において準用する同条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

6　平成二十五年度において、退職被保険者等所属市町村について、国民健康保険法施行令附則第四条第一項の規定により読み替えられた同令第二十九条の七の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる当該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条の七第一項	法第七十六条第一項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下「改正令」という。）附則第九条第六項の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第二項	法第七十六条第一項	改正令附則第九条第六項の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
	法附則第七条第一項に	改正令附則第九条第六項の規定により読み替えられた法附則第七条第一項に
	、前期高齢者納付金等	、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この号において「老人保健拠出金」という。）

及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金
後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金並びに
法附則第七条第一項第二号	改正令附則第九条第六項の規定により読み替えられた法附則第七条第一項第二号
調整対象基準額	調整対象基準額及び負担調整前老人保健医療費拠出金相当額の合算額
における法附則第九条第一項	における改正令附則第九条第六項の規定により読み替えられた、法附則第九条第一項
法第七十五条	改正令附則第九条第六項の規定により読み替えられた法第七十五条
法附則第七条第一項の	改正令附則第九条第六項の規定により読み替えられた法附則第七条第一項の
法第七十六条第一項	改正令附則第九条第六項の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
における法附則第九条第一項	における改正令附則第九条第六項の規定により読み替えられた、法附則第九条第一項
法第七十五条	改正令附則第九条第六項の規定により読み替えられた法第七十五条

第二十九条の七第三項及び第四項	
第二十九条の七第五項	
法第七十六条第一項	改正令附則第九条第六項の規定により読み替えられた法第七十六条第一項

7　平成二十六年度において、退職被保険者等所属市町村について、前項に規定する国民健康保険法施行令の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「附則第九条第六項」とあるのは、「附則第九条第七項において準用する同条第六項」と読み替えるものとする。

附則第二十三条中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、同条の表下欄中「附則第七条」を「附則第七条第一項」に、「附則第二十三条」を「附則第二十三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　平成二十五年度及び平成二十六年度において、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第一条及び第五条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。